

# 公益財団法人日本健康・栄養食品協会

## 2020年度第2回通常理事会議事録要旨

1. 開催日時 2021年3月16日(火) 14時00分～15時30分
2. 開催場所 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3階 会議室
3. 理事総数及び定足数  
総数 24名、定足数 13名
4. 出席理事数 21名  
(会議室出席) 矢島鉄也、鈴木信二、中村 靖、関口洋一、青山 充、大野泰雄、  
沖田定喜、駒村純一、武原正明、原 英郎、脇坂真司  
(Web会議 Zoom システム出席) 阿南 久((一社)消費者市民社会をつくる会 執務室)、  
泉澤勝弘(NOSTER(株) 執務室)、板波英一郎(クロレラ工業(株) 執務室)、清水 誠(個人宅)、  
多屋馨子(国立感染症研究所 執務室)、橋本雅男(個人宅)、又平芳春(三生医薬(株) 執務室)、  
山田英生(株山田養蜂場本社 執務室)、吉田武美(個人宅)  
(欠 席) 平野宏一、小杉哲平、森 伸夫、矢頭 徹  
(会議室出席監事) 西本恭彦  
(Web会議 Zoom システム出席監事) 松田紘一郎(松田公認会計士事務所 執務室)
5. 議 案  
決議事項  
第1号議案 2021年度事業計画(案)に関する件  
第2号議案 2021年度収支予算(案)に関する件  
第3号議案 臨時評議員会の開催に関する件  
第4号議案 就業規則の改正について  
その他  
業務執行状況報告
  - ・コロナ禍に伴う当協会の対応
  - ・「特定保健用食品制度(疾病リスク低減表示)に関する検討会」について
  - ・日経SDGsフォーラム「トクホで考える新時代への健康」について
  - ・個別審査型品質規格認定制度について
  - ・消費者庁より受託した調査事業について

## 6. 会議の概要

冒頭で理事長の挨拶の後、本日の通常理事会は Web 会議 Zoom システム併用で開催することとなり、出席した理事の音声即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意見表明が互いにできる状態での開催である旨の確認があった。

### (1) 定足数の確認等

事務局長から出席者 20 名（協会会議室参加 11 名、Web 会議 Zoom システム参加 9 名）であり、定款第 46 条の規定に基づき定足数を充足していることの報告がされ、理事長が本理事会は適法に成立することを宣言した。続いて、同事務局長から本会議の議事進行及び議案資料について説明があった。

### (2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款第 45 条の規定に基づき理事長が議長となり、議事録署名人は定款第 50 条の規程に基づき、代表理事である理事長及び出席した両監事とし議案の審議に移った。

## ○決議事項

第 1 号議案 2021 年度事業計画（案）に関する件

第 2 号議案 2021 年度収支予算（案）に関する件

事務局長より、2021 年度事業の運営方針（案）と第 1 号議案 2021 年度事業計画（案）について、続いて総務部長より運営方針（案）に基づき各部署別ごとの所掌事業計画（案）についてそれぞれ資料に基づき説明があった。

2020 年度に消費者庁の「特定保健用食品制度(疾病リスク低減表示)に関する検討会」が開催され、当協会の矢島理事長が委員として出席し、様々な提案を行ったところであるが、2021 度は、疾病リスク低減表示の範囲拡大に向けてのフォローアップを行いながら、同制度の活用に向けての課題に取り組み、同制度の改善及び発展に向けて関係省庁との調整を通じ積極的な関与を行っていく。

併せて、保健機能食品全体の有り方、制度の将来像についても、健康食品業界からも賛同されるような視点も踏まえながら、当協会としての考え方を取り纏めるべく検討を進める。

また、およそ一年間の準備期間を経て、特定保健用食品の表示に関する公正競争規約並びに施行規則が、昨年 6 月に公正取引委員会及び消費者庁長官より認定並びに承認を受け、同 8 月には施行されることとなり、それらを運用する公正取引協議会が設立された。その後、同協議会の機関運営や専門部会等の設置、セミナーの開催、会員からの相談に対する対応等を始めているが、2021 年度からは本格的な活動を開始し、特定保健用食品広告審査会の開催運営、トクホ公正マークの活用促進を行い、特定保健用食品の表示広告の適正化を目指し事業を展開していく。

昨年度から開始した、会員事業者のための「いろいろ相談」事業、健康食品業界人向けの初級・中級実務者向けセミナーの実施、国内外の最新情報の定期的なメール配信など、会員のサービス向上を目的とした新規事業については好評を得ており、今年度もより会員にとって役立つよう充実してゆく。

2021年度の継続的事業での具体的な取り組みは以下のとおり。

JHFA認定事業では、2020年度から新たに、個別審査型の品質規格認定制度を導入し運用を開始しており、規格基準以外の個別製品にも対象を広げることによりJHFAマークの普及を図り、健康食品の信頼性向上に努める。またかなり以前に設定されたJHFA規格基準については、現時点においての様々な知見・観点から見直しを行い、改訂版の作成に着手する。

健康食品GMP認証事業においては、認定工場の総数が160を超えていることから、これら更新審査の件数増や、中小事業者からの新規申請の増に対応できるよう効率的な運用を目的として、認定の調査及び審査方法の見直しを行う。併せて、今年度は原材料版GMPガイドラインの見直しを進める。また、2020年度に設置したGMP認定事業者で構成されるOEM部会の活動を引き続き支援する。

安全性自主点検認証事業では、今年度にいわゆる「平成17年通知（錠剤、カプセル状等食品の適正な製造に関わる考え方、及び原材料の安全性に関する自主点検ガイドライン）」の見直しが予定されており、この機会に認証のスキームや評価方法の見直しを行い、本認証制度のあり方について検討する。

機能性表示食品関連では、引き続き「届出支援事業」、「分野別専門相談事業」及び「届出資料事前点検事業」を継続するとともに、「届出資料作成の手引書2021追補版」の作成を行い、機能性表示食品制度の更なる普及・発展に努める。部会活動においても、広告部会及び広告審査会を開催し、機能性表示食品の広告表示の適正化に努める。また、農研機構の研究レビュー実施における技術的協力や、各県の産業支援セクター等と連携し、機能性表示食品の届出に不慣れな事業者を対象に、コンサルテーションなどの相談事業及び説明会を実施する。

特別用途食品関連では、昨年度、消費者庁より受託した「医療施設における病者向け食品の利用実態等に関する調査事業」と「ビタミンDを含む栄養機能食品等の摂取状況等に関する調査事業」から得られた知見を周知するとともに、制度拡充に向けた情報収集及び検討を行う。併せて、サルコペニア・リハビリ用食品の新規許可基準制定に向けた要望活動、とろみ調整用食品の申請支援、日本摂食・嚥下リハビリテーション学会による「嚥下調整食分類2013」改定に対する業界意見の提出等に取り組む。

会員数の増を図るための新規入会プロモーションについては、今般の状況により中々直接的なアプローチが出来づらく、限定的な方策に留まっているが、状況が改善次第、入会時の負担軽減策や入会のメリットなどを解り易く整理しアピールできる

ような体制をもって、非会員事業者へ積極的に入会を働きかける。

事務局長より第2号議案 2021年度収支予算（案）について資料に基づき説明があった。

収支予算（案）については、経常収益は前年額より691万円余の減少になっている。対前年比の主な増減は、「受取入会金」が積極的な新規入会プロモーションにより50社の入会を見込んで増加、「受取会費」は2020年度は入会金が免除される準会員の入会を多く見込んで計上していたが、今期は減少となっている。事業収益「安全性自主点検認証事業収益」は更新数が前年より少なくなることによる減となっている。「機能性表示食品届出支援事業収益」は愛媛県との通年にわたるアドバイス契約等をも見込み増額となっている。「指導士養成事業収益」については、食品保健指導士養成講習会は、今までスクール形式で開催していたが、2020年は新型コロナウイルス感染拡大防止によりオンライン開催をしたところ好評であったので、2021年度は更に受講者数の増加を目指し増加、「講習会・セミナー事業収益」については、研修企画部による健康食品業界中堅クラスの方へ向けたセミナーや、機能性食品部による広告研修会、届出の基礎講座などを計画し増加となっている。「出版物収益」については、2020年度に機能性表示食品制度詳説本の販売を計上したこともあり減少となっている。

経常費用については、前年額より741万円余の減少となっている。主な増減は「給料手当」の減少、「臨時雇賃金」が増加となっているが合計するとほぼ増減はない。「旅費交通費」は、事業全体を通して遠方への出張等が少なくなったことにより減少、「修繕費」は貯水槽の水中揚水ポンプの修理が必要なためで計上したことにより増加となっている。「印刷製本費」は機能性表示食品制度詳説本の販売を計上したことにより減少、また、「会場費」は2021年度はセミナー等をオンライン開催することにより会場設備に経費がかかるので増加となっている。

また、人件費の割合は、役員報酬・給料手当・臨時雇賃金・通勤交通費・退職給付費用・法定福利費・福利厚生費・派遣委託費について合計すると全費用に対する人件費の割合は約57%となっている。

公益法人の財務3基準については、公1事業、公2事業、公3事業、公4事業および公益目的事業計において全てマイナスとなっており、収支相償は保たれており、公益目的事業比率は50%を超えなければならないが、約83%とこれを大きく超えている。2020年3月末現在の遊休財産額はその適正範囲内となっている。以上のことから、公益法人の財務3基準である「収支相償」「公益目的事業比率」「遊休財産額」はすべて基準を満たしているとのことであった。

説明の後、議長が本議案について意見を求めたところ、特段の意見もなく、第1

号議案及び第 2 号議案を原案通り、会議室及び Web 会議 Zoom システムに出席の理事全員一致で可決した。

#### 第 3 号議案 臨時評議員会開催に関する件

総務部長より資料に基づき本議案の説明があった。

説明によると、2020 年度臨時評議員会を 2021 年 3 月 23 日（火）14 時 00 分から、公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3 階会議室で、本理事会の承認事項を報告するため開催したいというものである。

議長が本議案について意見を求めたところ、特段の意見もなく原案通り会議室及び Web 会議 Zoom システムに出席の理事全員一致で可決し、議長は事務局に臨時評議員会開催の手続きを指示した。

#### 第 4 号議案 就業規則の改正について

総務部長より本議案について資料に基づき説明があった。説明によると、今般、緊急事態宣言に伴ない当協会の勤務体制について、緊急の状況ということで就業規則第 11 条第 2 項（始業及び終業時刻の変更）並びに第 17 条（外勤）という条項を適用し理事長の判断で 1 月 14 日から時短勤務及び在宅勤務を実施してきているが、現行、就業規則には在宅勤務についての規定がない。ついてはこの度、就業規則に在宅勤務の条項を第 19 条として追加し、在宅勤務について規定したいということであった。

（別添資料. 職員就業規則（在宅勤務）第 19 条）

説明の後、議長が本議案について意見を求めたところ、特段の意見もなく、会議室及び Web 会議 Zoom システムに出席の理事全員一致で原案通り可決した。

#### その他議案 山東昭子会長の顧問就任について

議長より、山東昭子会長から、今般、参議院議長としての公務が多忙を極めるようになり、当分の間、会長職を辞したい旨の申し出があったと報告された。ついては、定款第 39 条の規定に基づき、山東昭子氏を顧問に選任したいとのことであるが如何か。名称は、今期は下田前理事長が顧問となっているので、名誉顧問と称することよろしいか。なお、任期は、現理事の任期と同様に、2022 年 6 月までとする。

説明の後、議長が本議案について意見を求めたところ、特段の意見もなく、会議室

及び Web 会議 Zoom システムに出席の理事全員一致で原案通り可決した。

#### ○業務執行状況報告

議長より業務執行状況報告について報告説明の指示があり、資料に基づき業務執行理事から一括して報告があった。

- ・ コロナ禍に伴う当協会の対応
- ・ 「特定保健用食品制度（疾病リスク低減表示）に関する検討会」について
- ・ 日経SDGsフォーラム「トクホで考える新時代への健康」について
- ・ 個別審査型品質規格認定制度について
- ・ 消費者庁より受託した調査事業について  
(別添資料. 業務執行状況報告)

報告の後、議長より他の業務報告理事に業務執行状況報告について補足、追加がないか報告を求めたが特になかった。

以上をもって本日の Web 会議 Zoom システムを併用した通常理事会は、終始異状なく審議を終了したので、15 時 30 分、議長は閉会を宣言し、解散した。